

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護法に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、生活保護法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

周防大島町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を営むのに必要な生活を保障し、その自立を助長することを目的として生活保護の実施を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ※⑫～⑭の事務は、生活保護法第80条の4第1項により社会保険診療報酬支払基金に委任する。
③システムの名称	生活保護システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、レセプト情報管理システム等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・番号法第9条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表1の項 ・周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第39号)第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9条) 第2条の表 42、43、161、162の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条、第45条、第163条、第164条 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周防大島町 健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話0820-74-1007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒742-2806 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地21 電話0820-77-5509
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住民基本台帳システムでの照会を行う際には3情報又は住所を含む4情報による照会を行うことを厳守している。 住登外登録事務では、上記のほか、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管情報を含む書類やUSBメモリは管理職確認のもとで施錠できる書棚等に保管することを徹底 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧、利用が可能となるようID・パスワードによる認証を行い、アクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲に制限し、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。 ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	記載内容の変更による
令和6年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー、レセプト情報管理システム等	事後	医療扶助のオンライン資格導入に伴うシステムの見直しによる
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第15条	・番号法第9条第1項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表1の項 ・周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第39号)第4条	事後	番号法の改正による修正
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下、「別表第二主務省令」という。)第19条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	(情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9条) 第2条の表 42、43、161、162の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条、第45条、第163条、第164条 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、 141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61 条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127 条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171 条、第172条、第173条、第174条	事後	番号法の改正による修正
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	記載内容の変更による
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	記載内容の変更による
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か【判断の根拠】		住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報で照会を行うことを厳守し、特定個人情報の取扱いに関して一部手作業が介在するが、複数人での確認作業を行うよう徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】 【判断の根拠】		担当業務に必要な範囲でのみ閲覧、利用が可能となるようID・パスワードによる認証を行い、アクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲に制限し、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更による
令和7年5月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	末尾に追加	※⑫～⑭の事務は、生活保護法第80条の4第1項により社会保険診療報酬支払基金に委任する。	事後	記載内容の変更による
令和7年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉課 〒742-2806 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地21 電話0820-77-5505	福祉課 〒742-2806 山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地21 電話0820-77-5509	事後	記載内容の変更による
令和7年5月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	記載内容の変更による
令和7年5月1日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	記載内容の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 【判断の根拠】	住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報 で照会を行うことを厳守し、特定個人情報の取 扱いに関して一部手作業が介在するが、複数 人での確認作業を行うよう徹底しており、人為 的ミスが発生するリスクへの対策は十分である と考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住民基本台帳 システムでの照会を行う際には3情報又は住所 を含む4情報による照会を行うことを厳守してい る。 住登外登録事務では、上記のほか、以下の局 面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が 介在するが、いずれの局面においても複数人で の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分であると考えられ る。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報 のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メ モリを含む。)の保管情報を含む書類やUSBメ モリは管理職確認のもとで施錠できる書棚等に 保管することを徹底 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書	事後	記載内容の変更による
令和7年5月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】 【判断の根拠】	末尾に追加	ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセ キュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウド サービスから調達することとしており、システムのサー バ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築 し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよ う適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に 持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスし ない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報 システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1 版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定す る「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運 用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウ ド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントク ラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワー クアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動 作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ 管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュ リティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間 365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド 運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェア について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行 う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステ ムを構築する環境は、インターネットとは切り離された 閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管 理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの 接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラ ウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	記載内容の変更による